

○ 総務省令第三十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月二十七日

総務大臣 金子 恭之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	(申請手続の簡略)
第十五条の二の一　【略】	第十五条の二の一　【回上】
2 同一人に属する以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T 地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（V S A T 地球局であつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（V S A T 地球局にあつては当該V S A T 地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T 制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第七号イに規定するP H S の基地局（以下「P H S の基地局」という。）、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフエムトセル基地局（以下単に「フエムトセル基地局」という。）又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局（以下単に「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を行つ場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び各無線局との無線設備の運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（P H S の基地局、フエムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。）、無線設備の移動範囲及び常置場所（V S A T 地球局に限る。）等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出するいふことによつて行はるゝことがやうである。	2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T 地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（V S A T 地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（V S A T 地球局にあつては当該V S A T 地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T 制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第七号イに規定するP H S の基地局（以下「P H S の基地局」という。）、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフエムトセル基地局（以下単に「フエムトセル基地局」という。）又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局（以下単に「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を行つ場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び各無線局との無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（P H S の基地局、フエムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。）、無線設備の移動範囲及び常置場所（V S A T 地球局に限る。）等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出するいふことによつて行はるゝことがやうである。
〔3・4 略〕	〔3・4 回上〕
別表第二号の四 特定無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2 関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	別表第二号の四　【同左】
〔1枚目～3枚目 略〕	〔1枚目～3枚目 同左〕
4枚目（V S A T 地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、第49条の23の6、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）	4枚目（V S A T 地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の23の5、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）
〔表略〕	〔表同左〕
5枚目（V S A T 地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、第49条の23の6、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）	5枚目（V S A T 地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の23の5、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）
〔表略〕	〔表同左〕
〔注 略〕	〔注 同左〕
備考 表中の「」に記載せざる旨である。	

（無線局運用規則の一部改正）

第三条 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		
目次		

〔第一章～第八章 略〕

第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第一百六十二条～第一百六十二条の五）

〔第十章 略〕

附則

第二百六十二条の二 設備規則第四十九条の二十三の五に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局及び設備規則第五十四条の三第三項に規定する無線設備を使用する地球局は、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一 略〕

二 設備規則第四十九条の二十三の五に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局を船上で運用する場合において、低潮線の平均海面からの高さ八〇メートル地点における最大電力束密度（当該携帯移動地球局からの電波であつて、最大の電力密度の一MHzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。次号において同じ。）の値は（二）一六デシベルを超えて運用しないこと。

〔三 略〕

第二百六十二条の三 前条の規定は、設備規則第四十九条の二十三の六に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局又は設備規則第五十四条の三第四項に規定する無線設備を使用する地球局を運用するときについて準用する。この場合において、前条第一号中「二十五度」とあるのは「四十五度」と、同条第二号及び第三号中「設備規則第四十九条の二十三の五」とあるのは「設備規則第四十九条の二十三の六」と読み替えるものとする。

第二百六十二条の四

〔略〕

第二百六十二条の五

〔略〕

改 正 前		
目次		
〔第一章～第八章 同上〕		
第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第一百六十二条～第一百六十二条の四）		
〔第十章 同上〕		
附則		
第二百六十二条の二 「同上」		
〔一 同上〕		
二 設備規則第四十九条の二十三の五に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局を船上で運用する場合において、低潮線の平均海面からの高さ八〇メートル地点における最大電力束密度（当該携帯移動地球局からの電波であつて、最大の電力密度の一Hzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。次号において同じ。）の値は（二）一六デシベルを超えて運用しないこと。		
〔三 同上〕		
〔新設〕		
第二百六十二条の三		
〔同上〕		
第二百六十二条の四		
〔同上〕		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第四条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	
目次		「第一章～第三章 略」

	改 正 前	
目次		「第一章～第三章 同上」

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

〔第一節～第四節の十九の二 略〕

第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三～第四十九条の二十三の六）

〔第四節の二十一～第九節 略〕

〔第五章 略〕

附則

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与える限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

〔2～33 略〕

34 第四十九条の二十三の六に規定する携帯移動地球局及び第五十四条の三第四項に規定する地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

第四十九条の二十三の六 「高度」、「一〇〇kmを超える」、「三〇〇km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一四・〇GHzを超える一四・五GHz以下の周波数の電波を送信し、一〇・七GHzを超える一一・七GHz以下の周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

〔一般的条件〕

イ 空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができるものであつて、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなつた場合は直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。

ロ 携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を有すること。

ハ 携帯基地地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。

二 周波数及び輻射する電力は、携帯基地地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。

ホ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ヘ 他の無線局の運用に妨害を与えないための措置が講じられていること。

ト 送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。

二 送信装置の条件

四〇 地域帯域幅当たりの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

	改 正 前	
目次		「第一章～第三章 同上」

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

〔第一節～第四節の二十一～第九節 同上〕

第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三～第四十九条の二十三の五）

〔第四節の二十一～第九節 同上〕

〔第五章 同上〕

附則

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「同上」

〔第二十四条 「同上」〕

〔新設〕

〔2～33 同上〕

〔新設〕

〔2～33 同上〕

主輻射方向からの離角 (θ)	最大輻射電力 (「ワットを○デシベルとする。」)
○度以上一度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.5\theta + 20$ デシベル
一度以上二度未満	次に掲げる式による値以下 $-1.5\theta + 21$ デシベル
二度以上三度未満	次に掲げる式による値以下 $-\theta + 20$ デシベル
三度以上四度未満	次に掲げる式による値以下 $-5\theta + 32$ デシベル
四度以上五度未満	次に掲げる式による値以下 $-7\theta + 40$ デシベル
五度以上五・八度未満	次に掲げる式による値以下 $-6.25\theta + 36.25$ デシベル
五・八度以上五・九度未満	次に掲げる式による値以下 $-65\theta + 377$ デシベル
五・九度以上六度未満	(一) 六・五デシベル以下
六度以上六・一度未満	次に掲げる式による値以下 $-5\theta + 23.5$ デシベル
六・一度以上七度未満	次に掲げる式による値以下 $-(10/9)\theta - (2/9)$ デシベル
七度以上九度未満	次に掲げる式による値以下 $-2\theta + 6$ デシベル
九度以上一一度未満	(一) 一二デシベル以下
一一度以上一五度未満	次に掲げる式による値以下 $-\theta - 1$ デシベル
一五度以上二二度未満	(一) 一六デシベル以下
二二度以上二三度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.0432\theta - 15.0496$ デシベル
二三度以上三四度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.4621\theta - 5.4149$ デシベル
三四度以上四五度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.4432\theta - 5.8685$ デシベル
四五度以上五六度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.4258\theta - 6.3035$ デシベル
五六度以上一七度未満	次に掲げる式による値以下

二七度以上二八度未満	$-0.4098\theta - 6.7195\text{デシベル}$
二八度以上二九度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.3949\theta - 7.1218\text{デシベル}$
二九度以上三〇度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.3809\theta - 7.5138\text{デシベル}$
三〇度以上三一一度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.3681\theta - 7.885\text{デシベル}$
三一度以上三二一度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.356\theta - 8.248\text{デシベル}$
三二度以上三三一度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.3447\theta - 8.5983\text{デシベル}$
三三度以上三三二度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.3713\theta - 7.7471\text{デシベル}$
八四度以上八五度未満	次に掲げる式による値以下 $3\theta - 272\text{デシベル}$
八五度以上二一〇度未満	(1) 二〇デシベル以下
二一〇度以上二二一度未満	次に掲げる式による値以下 $-3\theta + 343\text{デシベル}$
二二一度以上二八〇度以下	(1) 二〇デシベル以下

(他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備)

第五十四条の三 陸上に開設する二以上の地球局(移動するものであつて、停止中にのみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。)のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局(以下この条において「制御地球局」という。)と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超えて十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二GHzを超えて十一・七五GHz以下の周波数の電波を受信するもの(第三項及び第四項において条件が定められている無線設備を除く。)は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

〔一～七 略〕

〔2 陸上に開設する〕以上の地球局のうち、高度一、一〇〇kmを超えて、三〇〇km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局及び制御地球局と通信系を構成するものの無線設備で、一四・〇GHzを超えて一四・五GHz以下の周波数の電波を送信し、一〇・七GHzを超えて一二・七GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合するものでなければならない。

〔一般的条件〕

イ 制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を

(他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備)

第五十四条の三 陸上に開設する二以上の地球局(移動するものであつて、停止中にのみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。)のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局(以下この条において「制御地球局」という。)と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超えて十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二GHzを超えて十一・七五GHz以下の周波数の電波を受信するもの(第三項において条件が定められている無線設備を除く。)は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

〔一～七 同上〕

〔2 〔新設〕 同上〕

有するに。」

口
制御地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有するに。」

ハ
周波数及び輻射する電力は、制御地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定され
るものであるに。」

二
自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御地球局が送信する信号
を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有するに。」

示
他の無線局の運用に妨害を与えないための措置が講じられてゐるに。」

ア
送受信機の筐体は、容易に開けられがむかにならに。」

四〇
ヨ
带域幅 $\frac{1}{2}$ の等価等方輻射電力は、第四十九条の二十一の六第11項に規定する

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第77 略〕

第78
第49条の23の6及び第54条の3第4項に規定する無線設備の上有周波数帯幅の許容値
は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する場合

には、電波の型式に冠して表示する。

別表第三号（第7条関係）

〔1～41 略〕

42
宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56、68及び69の規定の適用があ
るもの）を除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の
強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

〔43～68 略〕

69
第49条の23の6及び第54条の3第4項に規定する無線設備の不要発射の強度の許容値は、

2
〔1)及び(2)に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

70
総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から69までの規定にかかわらず、その値
を別に定めることができる。

別表第二号（第6条関係）
〔第1～第77 同左〕
〔新設〕

42
宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56及び67の規定の適用があるも
のを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度
の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

〔43～68 同左〕
〔新設〕

69
総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から68までの規定にかかわらず、その値
を別に定めることができる。

備考
本文の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く外は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(特定無線設備等) 改正後

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

「一九の三 略」

九の四 設備規則第五十四条の三第四項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備

「十九の二の六 設備規則第四十九条の二十三の六においてその無線設備の条件が定められて

いる携帯移動地球局に使用するための無線設備

「二十八の二の五 設備規則第四十九条の二十三の六においてその無線設備の条件が定められて

いる携帯移動地球局に使用するための無線設備

「二十八の二の五 略」

〔2 略〕

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)
一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。
〔1・2 略〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上 の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

〔略〕

○ 設備無三号第一条第二
線の九項第二

○ 設備無四号第一条第二
線の九項第二

〔略〕

○ 設備無五二号十一条第二
線の八二項第二

○ 設備無六二号十一条第二
線の八二項第二

〔略〕

(特定無線設備等) 改正前

第二条 同上

「一九の三 同上」

「二十八の二の五 同上」

「新設」

「二十八の二の五 同上」

「新設」

「二十八の二の五 同上」

「新設」

「二十八の二の五 同上」

「二十八の二の五 同上」

〔2 同上〕

〔一 同上〕

〔1・2 同上〕

〔同上〕

〔同上〕

別表第一号 同上
ア 同上

〔2 同上〕

〔一 同上〕

〔1・2 同上〕

〔同上〕

(特定無線設備等) 改正前

数周偏波	密度 力射	収率 吸	力線空電中	強度 の發不又發アブ	射要は射スリス	幅数周占
発振器波	器度電界定強	裝率比 置測吸 定收	器ルペ又測界計電 分クは定強、 析トス器度電力	分析器 クは力アス トス計スプ ルペ又電リ	發低周 はメバ 振周波 器波	帶波有 器擬似 号發似 声發似 擬似 器

			○	○		○
			○	○		○

			○	○		○
			○	○		○

数周偏波	密度 力射	収率 吸	力線空電中	強度 の發不又發アブ	射要は射スリス	幅数周占
発振器波	器度電界定強	裝率比 置測吸 定收	器ルペ又測界計電 分クは定強、 析トス器度電力	分析器 クは力アス トス計スプ ルペ又電リ	發低周 はメバ 振周波 器波	帶波有 器擬似 号發似 声發似 擬似 器

			○	○		○
			○	○		○

			○	○		○
			○	○		○

び間り上立送 送及時がち信	音び歪総 雜及合	性数周総 特波合	力波搬 電送	特性 シフエブ スアンレ	係衝変 數擊調	調度 は位数周移 度变偏波、
析トスプスオ ルペ又コシ 分クはーロ	音歪率 計 波直線 器 發振器 檢 低周波	電力計 器 發振器 低周波	析トル スペ 分ク 波	發振器 低周波	波器 直線 發振器 檢 低周波	普 ス コ ー 波 オ シ ン 器 低 周 波

び間り上立送 送及時がち信	音び歪総 雜及合	性数周総 特波合	力波搬 電送	特性 シフエブ スアンレ	係衝変 數擊調	調度 は位数周移 度变偏波、
析トスプスオ ルペ又コシ 分クはーロ	音歪率 計 波直線 器 發振器 檢 低周波	電力計 器 發振器 低周波	析トル スペ 分ク 波	發振器 低周波	波器 直線 發振器 檢 低周波	普 ス コ ー 波 オ シ ン 器 低 周 波

置装信受					
る発的副電すに次	速度 信	電 力 のと な て 信 を 送	き い い し 送 波 搬 力 のと な て 信 を 送	電 え 外 帶 又 力 い 漏 ネ チ 隣 い 漏 域 は 等 電 え ル ヤ 接	時 間 送 信
ス ペ 又 測 界 ク は 定 強	プ ス オ 発 低 周 波 コ シ 振 周 波 ー ロ 器 波	分 ク は 信 定 電 力 用 機 器 ル ペ 又 受 測 器 波	分 ク は 信 定 電 力 用 機 器 ル ペ 又 受 測 器 波	電 え 外 帶 又 力 い 漏 ネ チ 隣 い 漏 域 は 等 電 え ル ヤ 接	プ ス オ 発 低 周 波 コ シ 振 周 波 ー ロ 器 波

置装信受					
る発的副電すに次	速度 信	電 力 のと な て 信 を 送	き い い し 送 波 搬 力 のと な て 信 を 送	電 え 外 帶 又 力 い 漏 ネ チ 隣 い 漏 域 は 等 電 え ル ヤ 接	時 間 送 信
ス ペ 又 測 界 ク は 定 強	プ ス オ 発 低 周 波 コ シ 振 周 波 ー ロ 器 波	分 ク は 信 定 電 力 用 機 器 ル ペ 又 受 測 器 波	分 ク は 信 定 電 力 用 機 器 ル ペ 又 受 測 器 波	電 え 外 帶 又 力 い 漏 ネ チ 隣 い 漏 域 は 等 電 え ル ヤ 接	プ ス オ 発 低 周 波 コ シ 振 周 波 ー ロ 器 波

度選ネチ隣 択ルヤ接	ス ポ レ ス リ ス ンス・アブ	量 減 衰	幅 帯 通 域 過	感 度	度の波 限 等
レ 器 号 標 発 低 ベ ル 生 信 器 波	音 歪 計 レ 器 号 標 計 率 又 ベ 発 準 雜 は ル 生 信	計 レ 計 周 器 号 標 ベ 波 發 準 ル 数 生 信	計 レ 計 周 器 号 標 ベ 波 發 準 ル 数 生 信	音 歪 計 レ 器 号 標 計 率 又 ベ 発 準 雜 は ル 生 信	析 器 ト ル 分

度選ネチ隣 択ルヤ接	ス ポ レ ス リ ス ンス・アブ	量 減 衰	幅 帯 通 域 過	感 度	度の波 限 等
レ 器 号 標 発 低 ベ ル 生 信 器 波	音 歪 計 レ 器 号 標 計 率 又 ベ 発 準 雜 は ル 生 信	計 レ 計 周 器 号 標 ベ 波 發 準 ル 数 生 信	計 レ 計 周 器 号 標 ベ 波 發 準 ル 数 生 信	音 歪 計 レ 器 号 標 計 率 又 ベ 発 準 雜 は ル 生 信	析 器 ト ル 分

[注 1～23] [イ・ウ 略]

[11・三] 別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号—(1)関係)

音び歪 特性 雜及合	シフエデ スアンイ	動数周器發局 変波の振部	特性 相 調互	効果 抑感 圧度	
音歪器 計率 標準 雜生信	波直 線檢 發器 低周 波	計周 波數	音計 歪率 又 雜 は ル	器 標準 號發 生信	計 器 標準 號發 生信
					計 オシ コロ は

[注 1～23] [イ・ウ 同上]

[11・三] 別表第二号 [同左]

音び歪 特性 雜及合	シフエデ スアンイ	動数周器發局 変波の振部	特性 相 調互	効果 抑感 圧度	
音歪器 計率 標準 雜生信	波直 線檢 發器 低周 波	計周 波數	音計 歪率 又 雜 は ル	器 標準 號發 生信	計 器 標準 號發 生信
					計 オシ コロ は

〔第一～第四 略〕

第五 地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局に使用するための無線設備の工事設計書

〔様式略〕

〔注1～15 略〕

16 10の欄の添付図面の記載等は、次によること。

〔1〕 略]

(2) 10の欄の(2)の図面は、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

なお、第2条第1項第9号、第9号の2、第30号の2、第30号の3及び第46号に掲げる無線設備については、指向特性に加え交差偏波識別度を記載すること。

また、設備規則第49条の24第7項に規定するインマルサットB G A N型の無線設備のうち、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される空中線であるものについては、水平面及び垂直面の指向特性に加え、同項第3号ハの条件に適合することを説明した書類を添付すること。

〔3)～(5) 略〕

〔17 略〕

〔第六 略〕

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を附加したものとする。〔様式略〕

〔注1～3 略〕

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第9号の3に掲げる無線設備	NR
第2条第1項第9号の4に掲げる無線設備	P R
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第28号の2の5に掲げる無線設備	O R
第2条第1項第28号の2の6に掲げる無線設備	Q R
〔略〕	〔略〕

〔第一～第四 同左〕

第五 〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1～15 同左〕

16 〔同左〕

〔1〕 同左]

(2) 10の欄の(2)の図面は、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

なお、V S A T地球局(第2条第1項第9号の2、第30号の3及び第46号に掲げる無線設備並びに第2条第1項第30号の2、第30号の3及び第46号に掲げる無線設備を除く。)に使用する無線設備については、指向特性に加え交差偏波識別度を記載すること。

また、設備規則第49条の24第7項に規定するインマルサットB G A N型の無線設備のうち、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される空中線であるものについては、水平面及び垂直面の指向特性に加え、同項第3号ハの条件に適合することを説明した書類を添付すること。

〔3)～(5) 同左〕

〔17 同左〕

〔第六 同左〕

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1～3 同左〕

4 〔同左〕

特定無線設備の種別	記号
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第9号の3に掲げる無線設備	NR
第2条第1項第9号の4に掲げる無線設備	P R
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第28号の2の5に掲げる無線設備	O R
第2条第1項第28号の2の6に掲げる無線設備	Q R
〔同左〕	〔同左〕

〔5 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

この省令は、
附則

公布の日から施行する。